

## 敦賀市公告第30号

(仮称) 敦賀市粟野地区認定こども園新築工事基本設計業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年6月16日

敦賀市長 米澤 光治

### 1 業務名

(仮称) 敦賀市粟野地区認定こども園新築工事基本設計業務委託

### 2 業務内容

別添、(仮称) 敦賀市粟野地区認定こども園新築工事基本設計業務委託特記仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに

### 3 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

### 4 提案上限額

13,488,200円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内とする。  
ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

### 5 参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 福井県内に主たる営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8年度敦賀市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 公告日から契約締結の日までの期間において、敦賀市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領に基づく指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (6) 建築士法の規定に基づく建築士の資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者が3名以上であること。
- (7) 過去15年間(平成22年度から令和6年度)に、日本国内において、延床面積1,000㎡以上の認定こども園、幼稚園、認可保育所の新築に係る設計業務を元請として履行した実績があること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

## 6 業務実施上の条件

本業務に従事する技術者の必要条件は次のとおりとする。

- (1) 管理技術者を1名配置し、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備を担当する主任技術者を配置すること。
- (2) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する者で、参加申請書類提出時点で継続して3か月以上の直接的な雇用関係にある者であること。
- (3) 管理技術者又は建築（総合）主任技術者は過去15年間（平成22年度から令和6年度）に、日本国内において、延床面積1,000㎡以上の認定こども園、幼稚園、認可保育所の新築に係る設計業務を履行した実績があること。
- (4) 管理技術者は主任技術者を兼任していないこと。また、建築（総合）主任技術者は、他の分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (5) 契約の履行の全部又は建築（総合）分野を再委託しないこと。
- (6) 本プロポーザル参加のために提出した書類記載した管理技術者、主任技術者は原則として変更できないものとする。

## 7 スケジュール

内容	期日	備考
公募開始	令和7年6月16日（月）	ホームページ
参加資格に関する質問書提出期限	令和7年6月20日（金）17時	電子メール
参加資格に関する質問書回答公表	令和7年6月26日（木）	ホームページ
参加申請書提出期限	令和7年7月2日（水）17時	持参又は郵便
参加資格審査結果通知	令和7年7月7日（月）	電子メール
企画提案に関する質問書提出期限	令和7年7月11日（金）17時	電子メール
企画提案に関する質問書回答公表	令和7年7月17日（木）	ホームページ
企画提案書提出期限	令和7年7月31日（木）17時	持参又は郵便
プレゼンテーション	令和7年8月上旬（予定）	敦賀市役所
選定結果通知	令和7年8月中旬（予定）	郵便
契約の締結	令和7年8月下旬（予定）	敦賀市役所

## 8 実施要領及び仕様書

別添、（仮称）敦賀市粟野地区認定こども園新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書のとおりとし、敦賀市ホームページにおいて公表する。

## 9 選定方法

本市が設置する審査委員会において、参加申請書類、企画提案書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容をもとに、審査評価基準に基づき審査委員が点数評価し、審議のうえで優先交渉権者を選定する。

選定結果は、各参加者に対して書面で通知するとともに、敦賀市ホームページで公表する。

1 0 その他留意事項

この公告に掲げるもののほか、本プロポーザルに関し必要な事項は、別添、実施要領による。

1 1 提出先及び問合せ先

〒914 - 8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市福祉保健部 保育課

T E L : 0770 - 22 - 8126 F A X : 0770 - 22 - 8168

E - mail : hoiku@ton21.ne.jp